## 令和5年度第2回 あま市地域防災計画の修正要旨

#### I あま市地域防災計画の修正の根拠

あま市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画 について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を 加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている(災害対策基本 法第42条)。

また、地域防災計画の作成、修正はあま市防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第16条)。

#### Ⅱ 本年度の主な修正事項

1.	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく改正・・・・・・・・・2P
2.	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく改正・・・3、4P
3.	緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級
カ	「追加されたことに伴う改正・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 P
4.	気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う改正・・・・・・6 P
5.	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた改正・・・・・8、9 P
6	発電所の移働状況の反映・・・・・・・・・・・・・10 11P

#### 1. 水道の耐震化計画等策定指針等に基づく改正

#### く修正箇所>

- ■風水害等編 第2編 第4章 建物等の安全化
- ■地震・津波編 第2編 第2章 建物等の安全化

#### ■風水害等編 (P47)

現行	修正案
第1節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
4 上水道	4 上水道
あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局	あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局
は、災害時に安定供給できるよう、次の対策を	は、災害時に安定供給できるよう、次の対策を
実施する。	実施する。
(1)~(6) 略	(1)~(6) 略
(追記)	(7) 自家発電設備等の整備
	商用電力の停電時の対策として、必要に
	応じて自家発電設備等を整備する。

#### ■ 地震 • 津波編 (P49)

現行	修正案
第1節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
4 上水道	4 上水道
略	略

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、(中略)大 きな課題である。また、(追記)水道施設に よる二次災害の防止と応急給水を確保する 観点から、配水池等において緊急遮断弁を 設置していく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設 及び耐震性を強化する。また、水道配管に おいて強度が低下している石綿セメント管 等の老朽管の更新を進めるとともに、指定 避難所、医療施設などの給水拠点までは、 管路の耐震化、津波に対する安全性の確保 に努める。

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、(中略)大 きな課題である。また、商用電力の停電時 の対策として、必要に応じて自家発電設備 等を整備する。なお、水道施設による二次 災害の防止と応急給水を確保する観点か ら、配水池等において緊急遮断弁を設置し ていく必要がある。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設 及び耐震性を強化する。また、(削除) 更新 を進めるとともに、指定避難所、医療施設 などの給水拠点までは、管路の耐震化、津 波に対する安全性の確保に努める。

#### 2. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく改正

#### <修正箇所>

- ■風水害等編 第2編 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- ■地震・津波編 第2編 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

#### ■風水害等編 (P70)

# 第2節 要配慮者支援対策

#### 1 市、県及び社会福祉施設等管理者における 措置

(1)及び(2) 略

(3) 避難行動要支援者対策 略

ア市は、(中略)この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

#### (追記)

- イ 避難行動要支援者名簿の整備等
  - (ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

(追記)

#### 第2節 要配慮者支援対策

1 市、県及び社会福祉施設等管理者における 措置

修正案

(1)及び(2) 略

- (3) 避難行動要支援者対策 略
  - ア 市は、(中略)この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たって は、災害の危険性等地域の実情に応じ て、優先順位の高い避難行動要支援者か ら個別避難計画を作成するよう努めるも のとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの 医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で 支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

- イ 避難行動要支援者名簿の整備等
  - (ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護 が適切に行われるよう、関係部署等が保 有している要介護高齢者や障がい者、外 国人等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

# 第2節 要配慮者支援対策

#### 1 市、県及び社会福祉施設等管理者における 措置

(1)及び(2) 略

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、(中略) この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たって は、災害の危険性等地域の実情に応じ て、優先順位の高い避難行動要支援者か ら個別避難計画を作成するよう努めるも のとする。

(追記)

- イ 避難行動要支援者名簿の整備等
  - (ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援 護が適切に行われるよう、関係部署等 が保有している要介護高齢者や障がい 者、外国人等の情報を把握するものと する。

(追記)

#### 第2節 要配慮者支援対策

1 市、県及び社会福祉施設等管理者における 措置

修正案

- (1)及び(2) 略
- (3) 避難行動要支援者対策
  - ア 市は、(中略)この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの 医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で 支援を必要とする障がい児等も対象とな りうる点に留意すること。

- イ 避難行動要支援者名簿の整備等
  - (7) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

#### 3. 緊急地震速報及び地震動特別警報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに

#### 伴う改正

気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追 加し、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報(警報)が発表されること について追記した。

#### <修正箇所>

■地震・津波編 第3編 第2章 避難行動

#### ■地震・津波編 (P115)

# 第1節 津波警報等の伝達

現行

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、津波 警報等及び地震に関する情報等を発表・ 伝達する。

- (1) 略
- (2) 地震に関する情報等
  - ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが 予想された場合(追記)に、震度4 以上が予想される地域(追記)に対 し、緊急地震速報(警報)を発表す る。

また、最大震度3以上又はマグニ チュード 3.5 以上と予想されるとき に、(追記) 緊急地震速報(予報) を発表する。

なお、緊急地震速報(警報)のう ち予想震度が6弱以上のものを特別 警報に位置付けている。

#### 第1節 津波警報等の伝達

#### 1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

修正案

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波 警報等及び地震に関する情報等を発表・伝 達する。

- (1) 略
- (2) 地震に関する情報等
  - ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上を予想し た場合、または長周期地震動階級3 以上を予想した場合に、震度4以上 を予想した地域、または長周期地震 動階級3以上を予想した地域に対 し、緊急地震速報(警報)を発表す る。

また、最大震度3以上又はマグニ チュード 3.5 以上と予想される場 合、または長周期地震動階級1以上 を予想した場合に緊急地震速報(予 報)を発表する。

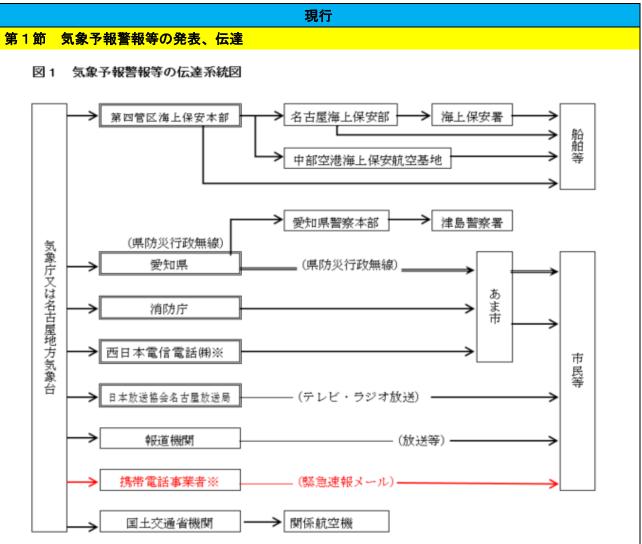
なお、緊急地震速報(警報)のう ち予想震度が6弱以上または長周期 地震動階級4を特別警報に位置付け ている。

#### 4. 気象特別警報の緊急速報メール」の配信終了に伴う改正

#### く修正箇所>

■風水害等編 第3編 第2章 避難行動

#### ■風水害編 (P103)

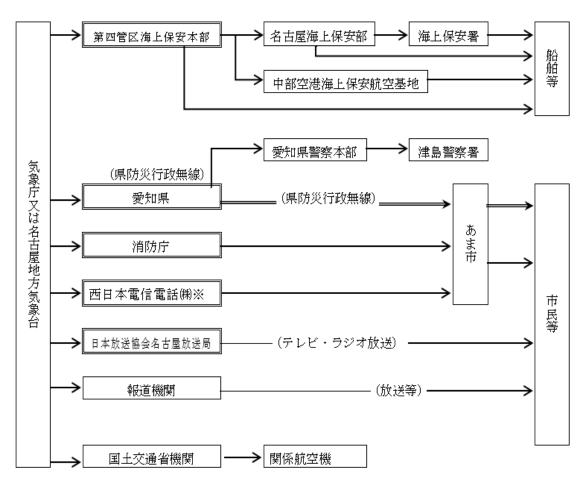


- ※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
  ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じ て関係するエリアに配信される。
  - (注) 二重枠で囲まれている機関は 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が 義務づけられている伝達経路。

#### 修正案

#### 第5節 防災活動拠点の確保等

#### 図1 気象予報警報等の伝達系統図



- ※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
  - (注) 二重枠で囲まれている機関は 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
  - (注) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の2 によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が 義務づけられている伝達経路。

#### 5. ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた改正

愛知県が、愛西市(旧永和荘跡地)において、県内1か所目となる「ゼロメートル地帯広域防災活動拠点」を整備し、2023年3月18日から供用開始したことを踏まえ、拠点の役割、要件等を追記した。

#### <修正箇所>

■風水害等編 第3編 第4章 応援協力・派遣要請

#### ■風水害編 (P146)

#### 現行

#### 第5節 防災活動拠点の確保等

#### 3 防災活動拠点の区分と要件等

O MACHINE SELECTION								
	要件等	1 地区防災 活動拠点	2 地域防災 活動拠点	3 広域防災 活動拠点	4 中核広域 防災活動拠点	5 航空広域 防災活動拠点	6 臨海広域 防災活動拠点	<u>(jé記)</u>
=	设置主体	市町村区域内	(※) 県及び政令市 複数 の市 町	県及び政令市 広域 の市 町	全県に及ぶ災	 <u> </u>	害	<u>(追記)</u> (追記)
災害想定 の規模		・林野火災 ・局地的な土 砂災害等	村害・相対 に カリカ ・相対 ・相が ・利が ・利が ・利が ・利が ・利が ・利が ・利が ・利	村に 及ぶ 災 害・大規模な ・ 大規震災 ・ 大人 ・ 人 ・ 人 ・ 人 ・ 人 ・ 人 ・ 人 ・ 大 ・ 人 ・ 大 ・ 人 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大 ・ 大	・大規模激甚が ・大規模激甚が			
乜	援の規模	隣接市町村等	県内市町村 等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			(追記)
役割		被災市町村内 の活動拠点	郡単位、広域 圏単位の活 動拠点	広域、全県的 な活動拠点	となる活動 拠点	主に空輸される要員、物 資の集積拠 点	海上輸送される要員、物 資の場陸・集 積 拠点	<u>(jé記)</u>
拠点数		市町村で1か 所程度	郡又は圏域単 位で1か所程 度	県内に数か所 程度	県内に1か 所程度	県内に1か所 程度	県内に3か所 程度	<u>(追記)</u>
要件	面積	1〜クタール 程度といい できれば中型 〜リコプタ ーの離着陸が可 能	3 ヘクタール 程度以上 中型へ・リコ プターの離 着陸が可能	10 へ ル程度 中型 学 を 関 り り り り り り り り で り で り で り で り が り で り が り で り が り が	ル程度以上 中型へリコ プ ターの離着陸	中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、相 当機の駐機が 可能	ストックヤード 10 ヘクター ル程度以上	_(追記)_
	施設設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施 設等	倉庫等 できれば宿泊 施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万t級以上 の船舶の係留 施設	<u>(G色記)</u>

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者と の合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

#### 修正案

### 第5節 防災活動拠点の確保等

#### 3 防災活動拠点の区分と要件等

O 例交加動源無少位分C安止寺										
	区分	1 地区防災	2 地域防災	3 広域防災	4 中核広域	5 航空広域	6 臨海広域	<u> 7 ゼロメート</u>		
	E274	活動拠点	活動拠点	活動拠点	防災活動拠点	防災活動拠点	防災活動拠点	<u>ル地帯広域防</u>		
			(※)					<u>災活動拠点</u>		
設置主体		市	県及び政令市	県及び政令市				県		
		市町村区域内	複数の市町	広域の市町	全県に及ぶ災	広域の市町				
		・林野火災	村に及ぶ災	村に及ぶ災		村に及ぶ災				
		・局地的な土	害	害				害		
- %	(害想定	砂災害等	・相当規模	・大規模な		・大規模な 地震災害				
1 -	マ音心座 の規模		の林野火	地震災害	・大規模激甚が	・大規模激甚な地震災害				
	マンハル1天		災	・大規模な	・大規模激甚が	・大規模激甚な風水害等				
			・相当規模の	風水害等						
			風水害、土							
			砂災害等							
. بي ا	援の規模	隣接市町村等	県内市町村	隣接県等	中部	中部・全国の都道府県等				
1000	接の飛得		等							
		被災市町村内	郡単位、広域	広域、全県的	全県で中心	主に空輸さ	海上輸送さ	広域、全県的		
	10.00	の活動拠点	圏単位の活	な活動拠点	となる活動	れる要員、物	れる要員、物	な活動拠点		
	役割		動拠点		拠点	資の集積拠	資の揚陸・集			
						点	積			
$\vdash$		市町村で1か	郡又は圏域単	県内に数か所	県内に1か	県内に1か所	拠点 県内に3か所	県内に4か所		
	拠点数	印刷をしてエル・   所程度	印文は国際里    位で1か所程	衆内に致かり   程度	・ 所程度	照内に120mm   程度	照内に3 <i>ハ</i> ガ    程度	98/1/1/C4/1/91		
	拠点致	四至皮	区でエルが加程    度	作到交	が作到支	作到交 	作到交			
	面積	1 ヘクタール	反 3 ヘクタール	10 ヘクター	30 ヘクター	中型ヘリコプ	ストックヤード	1 ヘクタール		
	四位	1ペクタール     程度以上	a ベクタール    程度以上	ル程度以上	ル程度以上	ターの離着陸	10 ヘクター	程度以上		
		程度以上   できれば中型	程度以上   中型へリコ	ル程反以工     中型へリコ	ル程反以工 中型ヘリコ	ターの離看座 が可能で、相	10 ペクター   ル程度以上	大型・中型へ		
		できれぬ甲盆    ヘリコプタ	ザ笠ペッコ     プターの離	ザ笠ヘッコ   プターの離	プログラ	かり起ぐ、他   当機の駐機が	ル催皮以上	リコプターの		
		1 y 2 / y	着陸が可能	着陸が可能	ノ ターの離着陸	当版の証版が   可能		離着陸が可能		
要		の離着陸が可	JEDEW. JURE	で、複数機の	が可能で、相	7186		MENT DE W. LO BE		
		it		駐機が可能	当機の駐機が					
件		""		101 102 W 1 N C	可能					
	施設設	できれば	できれば		倉庫等	/ 倉庫等	耐震岸壁	倉庫等		
	備	倉庫等	倉庫、宿泊施	できれば宿泊	宿泊施設	滑走路	1万 t級以上			
			設等	施設	III I MINUST		の船舶の係留			
			D2C 13	10000			施設			

<sup>※</sup>道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者と の合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

## 6. 発電所の稼働状況の反映に伴う改正

#### <修正箇所>

■原子力編 第1編 第1章 計画の目的・方針

### ■原子力編 (P115)

### 現行

#### 第4節 災害の想定

(1)及び(2) 略

原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力	中部電力	静岡県御前崎	1 号機	2009.11.18	沸騰水型
発電所	株式会社	市佐倉		廃止措置計画認	
				可・廃止措置中	
			2 号機	2009.11.18	沸騰水型
				廃止措置計画認	
				可・廃止措置中	
			3 号機	定期検査中	沸騰水型
			4 号機	定期検査中	沸騰水型
			5 号機	定期検査中	沸騰水型
美洪発電所	関西電力	福并県三方郡	1 号機	2017.4.19	加圧水型
	株式会社	美浜町丹生		廃止措置計画認	
				可・廃止措置中	
			2 号機	2017.4.19	加圧水型
				廃止措置計画認	
				可・廃止措置中	
			3 号機	定期検査中	加圧水型
大飯発電所		福并県大飯郡	1 号機	廃止措置計画認可・	加圧水型
		おおい町大島		廃止措置中	
			2 号機	廃止措置計画認可・	加圧水型
				廃止措置中	
			3 号機	運転中	加圧水型
				(118.0万 Kw)	
			4 号機	定期検査中	加圧水型
高洪発電所		福并県大飯郡	1 号機	定期検査中	加圧水型
		高浜町田ノ浦	2 号機	定期検査中	加圧水型
			3 号機	定期検査中	加圧水型
			4 号機	運転中	加圧水型
				(87.0万Kw)	
敦賀発電所	日本原子力	福弁県敦賀市	1 号機	2017.4.19	沸騰水型
	発電株式会	明神町		廃止措置計画認	
	杜			可・廃止措置中	
			2 号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉	国立研究開	福井県敦賀市	-	2018.3.28	高速増殖
もんじゅ	発法人	白木		廃止措置計画認	炉
	日本原子力			可・廃止措置中	

### 修正案

### 第4節 災害の想定

(1)及び(2) 略

原子力発電所 又は原子炉施設	事業者名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力	中部電力	静岡県御前崎	1 号機	2009.11.18	沸騰水型
発電所	株式会社	市佐倉		廃止措置計画認	
				可・廃止措置中	
			2 号機	2009.11.18	沸騰水型
				廃止措置計画認	
				可・廃止措置中	
			3 号機	定期検査中	沸騰水型
			4 号機	定期検査中	沸騰水型
			5 号機	定期検査中	沸騰水型
美洪発電所	関西電力	福并県三方郡	1 号機	2017.4.19	加圧水型
	株式会社	美浜町丹生		廃止措置計画認	
				可・廃止措置中	
			2 号機	2017.4.19	加圧水型
				廃止措置計画認	
				可・廃止措置中	
			3 号機	運転中	加圧水型
				(82.6万Kw)	
大飯発電所		福井県大飯郡	1 号機	廃止措置計画認可・	加圧水型
		おおい町大島		廃止措置中	
			2 号機	廃止措置計画認可・	加圧水型
				廃止措置中	
			3 号機	運転中	加圧水型
				(118.0万 Kw)	
			4 号機	運転中	加圧水型
				(118.0万 Kw)	
高浜発電所		福井県大飯郡	1 号機	定期検査中	加圧水型
		高浜町田ノ浦	2 号機	定期検査中	加圧水型
			3 号機	運転中	加圧水型
				_(87.0万Kw)	
			4 号機	運転中	加圧水型
				(87.0万Kw)	
敦賀発電所	日本原子力	福弁県敦賀市	1 号機	2017.4.19	沸騰水型
	発電株式会 社	明神町		廃止措置計画認	
	九上			可・廃止措置中	
			2 号機	定期検査中	加圧水型